

神戸市立幼稚園園庭開放事業(幼児のひろば)要綱

平成 27 年 3 月 6 日教育長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市立学校施設目的外使用規則(昭和 42 年 10 月教育委員会規則第 10 号)に基づき、神戸市立幼稚園園庭開放事業(幼児のひろば)(以下、「園庭開放」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 園庭開放は、社会教育事業の一環として、神戸市立幼稚園の園庭を幼稚園教育活動に支障のない範囲において開放することにより、安全な遊び場を確保し、幼児の健全育成と地域コミュニティの形成及び生涯学習の振興を図ることを目的とする。

(施設)

第 3 条 園庭開放を実施する幼稚園(以下、「開放園」という。)は、教育長が定める。

2 園庭開放の期間・曜日・時間等については、別表第 1 に定める。

(企画及び運営の委託)

第 4 条 園庭開放の企画及び運営等については、在園児の保護者及び地域団体の代表者等で組織する幼児のひろば運営委員会(以下、「運営委員会」という。)に委託する。

2 運営委員会は、実施一週間前までに教育長に対し、利用計画等を提出するものとする。

3 前項の規定によって提出された利用計画等に基づき、別表第 2 により委託料を支払うものとする。

4 開放園の立地条件・交通事情に鑑み、前項の委託料に別途加算して支払うことができる。

5 地域の自主的な運営により事業の安全性、効率性が担保されており、市長が特に必要と認める場合は、委託事業にかえて補助事業で実施することができる。その場合、第 3 項の委託料は補助金と読み替えるものとする。

(指導員)

第 5 条 開放園には、指導員を置く。

2 指導員は、開放施設の管理、利用者に対する安全指導等を行う。

3 指導員は、満 20 歳以上 70 歳未満の者とする。

4 指導員に対しては、別表第 2 に定めるところにより、実費相当の日当を支給する。

(委託料の精算)

第 6 条 運営委員会は、当該年度の事業終了後速やかに精算し、市長に報告しなければならない。

(開放利用者)

第 7 条 開放園を利用できる者は、次のとおりとする。

(1) 在園児

(2) 地域の幼児

(3) 地域の小学校 2 年生までの児童

(利用の禁止)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を禁止する。

(1) 営利を目的とした利用と認められるとき

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき

(3) その他幼稚園教育や施設の管理・運営上支障があると認められるとき

(事故の責任)

第 9 条 園庭開放中に発生した事故については、施設又は設備の不備に基づくものを除き、すべて利用者の責任とする。

(利用者の賠償責任)

第 10 条 利用者は、園庭開放中に施設又は設備を破損若しくは滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第 11 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が決定する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。

別表第 1

期間	曜日等	時間
通年	月曜日から金曜日（祝日を除く） 年間 150 日まで	放課後 1 回あたり 2 時間

別表第 2（委託料等単価表）

（単位：円）

委 託 料 等 項 目		金 額
園庭開放 運営費	基本額	20,000
	加算額（園児数は新年度見込）	500×園児数
園庭開放 指導員日当	年額(限度額)	240,000
	単価 (限度額)	(指導員の出務人数に関わらず) 1 回実施につき 1,600

※委託料等の金額については、消費税等を含む